平成２６年（フ）第８０号
堺市西区上野芝町３丁６番５―202号、前住所堺市西区鳳中町９丁８番地６　鳳グリーンヒル101号
破産者　池上　広樹
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３１６号
盛岡市乙部31地割55番地１　市営法領田アパート２号館301号
破産者　佐々木すみ子
1　決定年月日　平成26年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第１号
秋田県横手市大雄字根田谷地西68番地
破産者　奥山　裕行
1　決定年月日　平成26年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（フ）第１２５号
福島県郡山市阿久津町字続３番地
破産者　武田　充弘
1　決定年月日　平成26年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第１４１号
福島県郡山市芳賀３丁目５番34号　第一伊藤アパート103号
破産者　水戸　正明
1　決定年月日　平成26年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第１２３号
埼玉県桶川市上日出谷1269―177　グランレジデンス201、住民票上の住所埼玉県鴻巣市吹上本町２丁目22番11号
破産者　山中　　明
1　決定年月日　平成26年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１３２号
埼玉県鴻巣市吹上本町２丁目22番11号
破産者　山中　健次
1　決定年月日　平成26年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第３６７号
埼玉県行田市持田５丁目17番９号
破産者　佐藤　祐三
1　決定年月日　平成26年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１２９９号
横浜市西区花咲町５丁目131番地４　グリフィン横浜桜木町11番館802号
破産者　池本　惠里
1　決定年月日　平成26年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１８９０号
神奈川県茅ヶ崎市富士見町３番８―201号　ボヌール湘南
破産者　梅澤　　毅
1　決定年月日　平成26年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０５６号
神奈川県大和市大和東３丁目９番１号　浜屋センタービル603号
破産者　片桐　哲昭
1　決定年月日　平成26年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２３５５号
横浜市港北区大豆戸町311番地１　アークメゾン菊名104、開始決定時の住所横浜市港北区大豆戸町244番地
破産者　金子　幸大
1　決定年月日　平成26年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４９号
神奈川県茅ヶ崎市松浪２丁目８番16号
破産者　林　　満穂
1　決定年月日　平成26年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９１号
横浜市港北区新吉田町5512番地５
破産者　加瀬みどり
1　決定年月日　平成26年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５３号
山口県宇部市今村北４丁目25番25号、破産手続開始決定時の住所山口市小郡花園町１番９号　ＭＳＫビル３階
破産者　松本練太郎
1　決定年月日　平成26年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第７号
熊本県荒尾市下井手165番地１
破産者　野田雄二郎
1　決定年月日　平成26年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２５年（フ）第９８号
熊本県水俣市白浜町13番38号
破産者　山川　安行
1　決定年月日　平成26年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

発行所　〒一一〇―〇〇一五　東京都港区南青山二丁目四番六号　独立行政法人国立印刷局　電話　03（3587）4294　定価　一カ月一六〇円（本体一四八円）　一年一七二〇円（本体一五九〇円）　（税別）　郵便物認可　三種郵便物　昭和三十五年三月三十一日　第三種郵便物認可